

## タイ王国憲法における人権保障 —「国家政策の指導原則」の比較憲法史的意義を中心にして—

下 條 芳 明

### 1. 人権の普遍性をめぐる東西対立

20世紀末に東西冷戦が終結して、まもなく20年の歳月を迎えるとしている。東西冷戦下には、「自由主義」対「社会主義」という二項対立の図式に基づき一定の世界像を描き出すことはそんなに困難な作業ではなかった。ところが、冷戦終結後の今日では、一時期指摘されたような「世界新秩序」が形成されたわけではなく、内外の政治的・社会的情況はいっそう複雑で混迷の度合いを深めている。

もっとも、東西冷戦の勝利者であったアメリカ・イギリスを中心とする欧米諸国は、冷戦終結直後の湾岸戦争（1991年）において決定的な勝利を収めたこともあり、とくに国際安全保障の分野において大きな威信と自信を回復している。その余勢を駆ってか、憲法政治の面でも、西洋流の自由民主主義体制や人権思想はいまや世界を席捲するかのような勢いを見せている。

こうした一方、アメリカの政治学者サミュエル・ハンチントンがいみじくも主張しているように、東西冷戦と東西イデオロギー対立の終焉は、新たな「東西文明の衝突」の始まりでもあった<sup>(1)</sup>。その象徴的な出来事が、東西冷戦後も、欧米諸国とアジア諸国との間で顕在化している人権をめぐる深刻な政治的対立に他ならない。

国際人権機関や各種のNGO団体による調査報告に示されるように、1990年代に入っても、中国、韓国、インドネシア、ビルマ、フィリピンなど多くのアジア諸国では、強権的な国家治安法体制の下で、依然として大規模かつ苛酷な人権侵害が行われている。このような事態を問題視するアメリカを中心とする欧米諸国の側は、いわゆる「人権外交」の推進によって、アジア権威主義的体制諸国に対しておもに開発援助の分野において厳しい外交政策を実施してきた。

こうした対応に対して、アジア発展途上国の政府指導者たちは、欧米諸国による「人権外交」の手法こそ、アジア各国の人権事情を全く考慮に入れない身勝手な内政干渉に他ならないと主張して、強い反発と警戒の姿勢を示している。たとえば、1992年12月、当時のマレーシアのマハティール首相は、マレーシアで開催された「人権再考」国際会議の席

上で、「西側諸国は他国の些細な人権侵害の科で脅迫する。その一方、自らの利害が絡まない限り、目の前で起きているもっとも残虐な人権侵害にすら目をつぶる。このような二重基準は受け入れ難い」と発言して、「人権外交」の実態を強く批判した<sup>(2)</sup>。

このマハティール首相の「二重基準論」に拠る批判をはじめ、アジア諸国の側から欧米諸国の人権外交に対抗する論拠は多岐にわたる。ここでは、これらの論拠を「エイジアン・ウェイ（Asian Way）」の論理として一括した上で、それを次の五つの主張に類別する見解を紹介しておく<sup>(3)</sup>。

- ①人権は各国の政治・経済・文化・社会的な文脈のなかで実現されるべきであり、欧米の基準に拠る人権のみが普遍的な価値を持つという一方的な考え方は認められないとする、いわば「多元的人権論」の主張。
- ②歴史的には植民地支配の前歴があり、今なお国内に深刻な人権問題を抱える欧米諸国には、アジア諸国人権抑圧状況を糾弾する資格はないとして、「人権外交」の偽善性・独善性を批判する主張。
- ③アジアの眼から見れば、アジア諸国における人権侵害の主要な原因是貧困を恒常化する国際システムの不公正さにあり、その状態を温存・放置したままで、発展途上国内部の非民主性を指弾することは不当だとする主張。
- ④アジア諸国が、近年、秩序維持を優先する集団主義的人権觀に立脚したことにより、結果的に、国際水準を越える高度経済成長を達成できたという実績を誇示するとともに、これとは対照的に、欧米諸国では、個人の自由を偏重した結果、銃犯罪、麻薬の蔓延といった社会的退廃現象が進行していることを指摘する主張。
- ⑤欧米先進諸国が経済援助を武器にして、アジア諸国人権状況に圧力をかけてくるのは、いわば“文化的覇権主義”にほかならず、「内政不干渉」の原則はあくまでも尊重されなければならないとする主張。

このような政治的対立だけではなく、1993年6月にウィーンで開催された国連世界人権会議<sup>(4)</sup>では、西洋先進諸国と非西洋発展途上国との間で、人権理念の普遍性をめぐり激しい論争が展開された。この会議では、日本を含む西洋諸国側は、人権をいかなる要素にも制限されない普遍的価値であるとして、開発優先や文化の相違を口実にして、人権侵害を容認することは許されないと強調した。これに対して、 ASEAN・中国などアジア諸国側は、経済発展を最優先する立場から、人権保障における国家の役割の重要性を強調し、人権の達成基準は各国の発展段階に応じて独自に決定されるべきだと主張した。また、インドネシアの外務大臣は、人権がアジア各国において実効的に機能するためには、

その地理的・文化的・歴史的な特殊性が十分に考慮されなければならないと発言したし、中国の代表からは、特定国の人権基準や人権モデルが唯一に適切だとはいえないはずだと意見が示された。

こうしたアジア諸国の代表者たちの見解には、西洋起源の人権概念が、はたして、歴史、文化、風土を異にするアジア社会において普遍性を持ちうるのか、という本質的な問題提起が含まれていたといえるだろう。

一般に、日本国憲法が定める「基本的人権」は、とりわけ近代初期の西洋憲法における人権宣言に理論的根拠を提供した自然権思想を基盤とするとされている。すなわち、日本国憲法は、第11条および第97条では、ほぼ同一の表現により、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権」は「侵すことのできない永久の権利」であると定める。この性格づけの意味については、かつて宮沢俊義教授が説かれたように、憲法が保障する「基本的人権」とは、「人間がただ人間であるということにのみもとづいて、当然に、もつていると考えられる権利」<sup>(5)</sup>、つまり、人間の生来の権利であり、普遍的な不可侵・不可譲の権利であることを示すものである、というのが通説的な理解である。

しかしながら、憲法思想史上の背景を探れば、本来、近代自然権思想に基づく人権概念は、18世紀末から19世紀初頭に、北米やフランスの西洋キリスト教文化圏において形成され、発展を遂げたものである<sup>(6)</sup>。確かに、憲法文書上では、およそ人権は人が生来に有する不可侵の権利である、というように超歴史的・自然法的な体裁をとってはいるが、実際には、人権は、歴史的・地域的・文化的条件に限定された特殊な概念であることを忘れてはならないだろう。

先に見たような人権の普遍性をめぐる東西の政治的対立や論争の影響もあって、近年、わが国学界でも、人権の基礎は一体どこにあり、人権を支える価値とは一体何なのか、さらには、人権の前提とする人間像はどうあるべきか、という人権の理論的基礎付けの問題が憲法学上の主要な論点となっている<sup>(7)</sup>。また、この世紀転換期には、さまざまな論議の場において、個人主義思想や国家対国民の対抗関係を前提としてきた西洋型人権とは異なる類型として、「文化相対主義」、「共同体主義」、「発展段階説」などを論拠として<sup>(8)</sup>、「アジア型人権」の意義と可能性が問われてきた。

こうした東西文明の対立の狭間にあって、わが日本の立場は、明治以来の近代化・西洋化の経験を持ちながら西洋に属するわけでもなく、また、地理的にはアジアの東端に位置しながらアジアの一員とも言い切れないという点で、きわめて曖昧かつ複雑であるといえる。わが国は、明治の近代化、さらには戦後の経済発展の途上において、積極的に西洋文

明を導入し、その恩恵を限りなく被ってきた。しかし、今、西洋文明を絶対視するという固定観念から脱却し、袋小路に陥った既成の学問に新たな活力を取り戻すためにも、「アジアに学ぶ心」<sup>(9)</sup> を併せ持つことがきわめて有意義だと思われる。

以上のような問題関心に基づき、本稿では、アジア諸国の憲法のうち、とくにタイ憲法における人権保障方式を取り上げ、その特色の解説を通じて、「アジア型人権」の可能性を改めて検討することにしたい。あわせて、今日、タイ憲法に限らず、インドを筆頭として、パキスタン、フィリピン、バングラデッシュ、スリランカ、ネパールなど多くのアジア諸国憲法に採用されている「国家政策の指導原則」の憲法政治学的意義について、比較憲法史的観点を含めて考察したい。

## 2. タイ近代憲法の歴史的展開とその類型

### (1) タイ憲法における変動性

タイ憲法における人権保障を考察するに先立ち、まず、その理解の前提として、タイにおける近代憲法の発展を概観しておきたい。

タイでは、1932年6月、人民党の若手軍人・官僚による「立憲革命」と称されるクーデターが断行されたのが転機となり、この国最初の立憲君主制憲法である「シャム国暫定統治憲章」が成立し、近代立憲政治への道を歩み出すことになる。ところが、その後におけるタイ憲法の発展は、度重なる軍事クーデターによる憲法の制定と廃止のために、きわめて目まぐるしい変動の経過を辿ることになる。

最初の近代憲法である1932年6月の「シャム国暫定統治憲章」から、1997年7月に成立した「タイ王国憲法」に至るまで、20世紀中に制定された憲法の総数は実に16編を数える<sup>(10)</sup>。タイ各憲法の制定年と全条文数は、以下の通りである。

- ①1932（仏暦2475）年6月「シャム国暫定統治憲章」（全39条）
- ②1932（仏暦2475）年12月「シャム王国憲法」（全68条）
- ③1946（仏暦2489）年「タイ王国憲法」（全96条）
- ④1947（仏暦2490）年「タイ王国暫定憲法」（全98条）
- ⑤1949（仏暦2492）年「タイ王国憲法」（全186条）
- ⑥1952（仏暦2495）年「タイ王国憲法」（1932年「シャム王国憲法」改正憲法）  
(全123条)
- ⑦1959（仏暦2502）年「タイ王国統治憲章」（全20条）

- ⑧1968(仏暦2511)年「タイ王国憲法」(全183条)
- ⑨1972(仏暦2515)年「タイ王国統治憲章」(全23条)
- ⑩1974(仏暦2517)年「タイ王国憲法」(全238条)
- ⑪1976(仏暦2519)年「タイ王国(暫定)憲法」(全29条)
- ⑫1977(仏暦2520)年「王国統治憲章」(全32条)
- ⑬1978(仏暦2521)年「タイ王国憲法」(全206条)
- ⑭1991(仏暦2534)年3月「タイ王国統治憲章」(全33条)
- ⑮1991(仏暦2534)年12月「タイ王国憲法」(全223条)
- ⑯1997(仏暦2540)年「タイ王国憲法」(全336条)

タイ憲法史において、このように頻繁に憲法の制定と改廃が実施されてきたのは、とくに1990年代の初めまでは、軍部の政治的支配が文民政治に対して強く優越性を保持してきたことと密接な関連がある。タイ憲法政治では、1932年6月の「立憲革命」以来、「革命」とか「統治改革」とか称する軍事クーデターが周期的に起こり、クーデターに成功した軍部が直ちに現行の憲法を廃止し、独裁政権下でみずから新しい憲法が制定されてきた。とくに第二次世界大戦後には、戦後最初に制定された1946年の「タイ王国憲法」以降、20世紀末まで、軍事クーデターによる政権転覆→軍事政権下の憲法廃止と「暫定憲法」の制定→「暫定憲法」による手続による「正規憲法」の制定→「正規憲法」の下での選挙の実施と議会政治の復活→政治危機の発生、そして、軍事クーデターへの回帰、という政治体制の周期的循環が、少なくとも六度にわたり繰り返されてきた<sup>(11)</sup>。

こうした経過を改めて見るならば、16編に及ぶタイ憲法は、「暫定憲法(臨時憲法)」と「正規憲法(恒久憲法)」という二類型に分類できる<sup>(12)</sup>。また、目まぐるしく変転を遂げてきたタイ憲法の歴史は、軍部クーデターを転結点として、「暫定憲法」と「正規憲法」との相互交替により発展してきたと特徴づけることができるだろう。

それでは、「暫定憲法」あるいは「正規憲法」は、それぞれどのような特徴を持っているのだろうか。まず、「暫定憲法」の場合には、通常、クーデターにより樹立された軍事政権によって超法規的措置として制定される。「統治憲章」の名称が付されることが多く、臨時政府の政策目標や統治構造について定めるが、人権規定は全く欠如している。国会は一院制を採用し、政府による任命議員により構成される。

これに対して、「正規憲法」の場合には、クーデター後の軍事政権支配が一応安定した段階で、臨時の設置された議会や「暫定憲法」による一院制国会によって制定される。すべてが「タイ王国憲法」と命名されて、人権規定を多く含み、正常な議会政治・政党政

治の実施を想定した内容となっている。国会は、原則として、任命制の上院と公選制の下院とからなる二院制を採用する。ただし、例外として、1932年12月の王国憲法およびその復活改正憲法である1952年の王国憲法では、民選議員と任命議員とから構成される一院制国会を置いていた。また、1997年憲法では、上下両院とも公選制をとり、上院は定数200名の民選議員により構成された。

この区分に従って、先に列挙したタイ各憲法を類型化するなら、「暫定憲法」としては、①1932年6月憲法、④1947年憲法、⑦1959年憲法、⑨1972年憲法、⑪1976年憲法、⑫1977年憲法、⑭1991年3月憲法が挙げられる。一方、「正規憲法」としては、②1932年12月憲法、③1946年憲法、⑤1949年憲法、⑥1952年憲法、⑧1968年憲法、⑩1974年憲法、⑬1978年憲法、⑮1991年12月憲法、⑯1997年憲法が該当する。

## (2) タイ憲法における恒常性

ところで、以上に見たようなタイ憲法政治の著しい転変の経過とはきわめて対照的に、タイ憲法における国王の地位は、1932年6月の立憲君主制憲法以来、今日に至るまで、ほぼ不变かつ不動である。すべてのタイ憲法は、「暫定憲法」、「正規憲法」の別を問わず、国王は、神聖かつ不可侵の地位にあること、また、仏教徒として宗教の擁護者であり、タイ国軍の総帥の地位にあることを終始一貫して規定する。

また、タイのどの憲法も、国民主権を宣言する一方、国王を国家元首の地位に置き、国王は国民に由来する主権を、国会、内閣および裁判所を通じて行使することを明記する。たとえば、最近の1997年憲法では、第3条で、「主権はタイ国民に帰属する。国家元首である国王は、本憲法の規定に従って、かかる権力を国会、内閣および裁判所を通じて行使する」と定める。

さらに、立憲君主制憲法としてのタイ憲法は、これまで「国王を国家元首とする民主主義政体」という、この国独自の政体規定を変わることなく堅持してきた。すでに1932年6月憲法は、「国王は国の最高の国家元首である」(第3条)と定めていたが、1949年憲法以降、「正規憲法」のほとんどが、「タイ国は民主主義政体であり、国王を国家元首とする」(1949年憲法、1968年憲法、1974年憲法、1978年憲法：いずれも第2条)としたり、あるいは「タイ国は、国王を国家元首とする民主主義政体である」(1991年12月憲法、1997年憲法：いずれも第2条)としたりして、タイの国家形態について性格づけている。

ここで注意しておきたいのは、タイ各憲法が一貫して宣言する「国王を国家元首とする

「民主主義政体」とは、たんに伝統的王制と近代的民主主義との調和・融合が図られているにとどまらず、調整権者としての国王には、とりわけ政府が対応できないような困難な緊急事態の收拾・解決のために積極的な役割を果たすことが期待されていることである。今日のタイ社会では、国王は仏教的王權の「ダルマの体現者としての王」という伝統に基づき、一般国民から深い崇敬と敬愛の念を一身に集めている。こうしたタイ国民の意識を前提として、国王はこれまで時として軍部さえも超越する調整権者として重大な政治的役割を担ってきた<sup>(13)</sup>。たとえば、1973年の「10月政変」の際には、タノム軍事政権と民主化を求める学生運動との対立が流血事件にまで発展したが、現国王であるプーミポン国王（ラーマ7世）による和解の呼びかけと新首相の任命により事態が收拾されたし、また、1992年の「5月の惨劇事件」の際には、同じくプーミポン国王の和解勧告によって、軍部と民主化勢力との深刻な政治的対立がすみやかに解決されている。

この点、1997年憲法を例にとると、調整権者として国王の権限を示す規定としては、「内閣」の章において、国王は、緊急命令（第218条）、勅令（第221条）、戒厳令（第222条）を公布する権限が与えられ、また、宣戦布告権（第223条）、講和・停戦などの条約締結権（第224条）といった大権を保持する。もつとも、このうち、宣戦布告権や条約締結権は、国会の承認を要件とし（第223条1－3項、第224条2項）、また、緊急命令権は、国家・社会の安全または国民経済の安定を目的として、内閣が緊急かつ不可避に必要性があると判断する場合にのみ発することができ、法律と同様な効力を持つが、事後的に内閣は遅滞なく最寄りの会期の国会において承認を求めなければならないとされている（第218条2項・3項）。

このような国王の憲法上の強力な地位とも関連して、一般に、タイ憲法政治では、「ラク・タイ（Lak Thai）」（タイ的原理）と呼ばれるタイ独特の統治原則に基づき、国王とならんで、民族、宗教（仏教）という三つの価値が尊重かつ重視されている。「ラク・タイ」の原理は、本来、1920年代にタイ政府の主導の下で構築された原則であるが、この考え方によれば、タイ王国の独自性を示すメルクマールとして、「国王」、「民族」、「宗教（仏教）」という三要素が選び出されて、これら三要素が不可分に結合した“三位一体”的秩序こそがタイ固有の国家的発展の歴史を形成してきたとされる<sup>(14)</sup>。

「ラク・タイ」の原則の重要性に鑑みて、通例、タイ憲法では、前文において「ラク・タイ」の尊重と実現を謳うだけでなく、本文総則では、タイ王国が「一体不可分の王国」であるとして「民族の統一」を宣言するとともに、仏教徒にしてかつ宗教の擁護者としての国王の地位を明示することによって、「ラク・タイ」の立憲化が試みられている<sup>(15)</sup>。ま

た、1974年以降、一連の「正規憲法」を中心にして、国民の義務として「ラク・タイ」の擁護が盛り込まれるようになり、たとえば、1997年憲法では、第4章「タイ国民の義務」の冒頭において、「何人も、民族、宗教、国王、およびこの憲法に基づく国王を国家元首とする民主主義政体を擁護する義務を負う」（第66条）と定める（同旨の規定は、1974年憲法第54条、1976年暫定憲法第9条、1978年憲法第46条、1991年憲法第50条）。さらに、後述するように、「ラク・タイ」原理は人権保障規定の一般的制約原則として条文化されている。

これまでに、タイ憲法の一般的特徴について、その「変動性」と「恒常性」という二つの側面から考察してきた。次には、タイ憲法の人権保障方式の態様を具体的に明らかにしてみたい。

### 3. タイ憲法における人権保障規定の由来と構造

タイ憲法では、すでに1932年12月の「シャム王国憲法」において、最初の近代的な権利章典を取り入れている。同憲法第2章では「シャム国民の権利および義務」の諸規定を設けて、法の下の平等、信教の自由、身体の自由、居住の自由、言論・出版の自由、集会・結社の自由、財産権の保障などを、「法律の規定に従う」という条件の下で定めていた<sup>(16)</sup>。

先に触れたように、タイ憲法史の展開の中では、「暫定憲法」では人権規定は全く欠如していたが、「タイ（シャム）王国憲法」と命名された一連の「正規憲法」では、いずれも自由権、平等権を中心とする人権の章を設けてきた。これに加えて、1949年のタイ王国憲法の第5章に初めて「国家政策」と題する諸規定を置いたのを皮切りに、それが1952年のタイ王国憲法では「国家政策の指導原則」（第3章）という規定の仕方に改められて以来、国民の権利・自由あるいは義務の章とは別に、国家政策綱領規定を内容とする独自の章を設定してきた。

こうした歴史的経緯から、近年におけるタイ王国憲法の構成を見ると、人権関連規定について、第3章には「タイ国民の権利および自由」の章題の下で、伝統的な自由権、平等権を中心に明記して、第4章「タイ国民の義務」には、「ラク・タイ」の擁護、防衛、納税、教育、環境など国民の義務についての諸規定を置く。これに加えて、通例、第5章に「国家政策の指導原則（Directive Principles of State Policies）」の諸規定を設けて、社会権の達成、社会的制度の整備・充実などを国家政策の目標として掲げている。

アジア法研究の第一人者である安田信之教授の分類によれば、アジア諸国の憲法における

る人権保障方式は、形式的には、次の四つの類型に区分できると説く<sup>(17)</sup>。

- ① 憲法典のなかに人権保障規定を含まない方式（ブルネイの場合）。
- ② 自由権のみを基本権として保障して、社会権については言及しない方式（マレーシア、シンガポールの場合）。
- ③ 基本権としては自由権のみを規定し、社会権的規定については、法的拘束力を持たない綱領規定として位置づけ、「国家政策の指導原則」あるいは「国家政策の宣言」として設定する方式（インド、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ネパールの場合）。
- ④ 自由権と社会権とを区別せず、権利章典中に両者を一括して保障する方式（韓国、台湾、インドネシア、モンゴル、そして、日本の場合）。

この分類法に従えば、タイ憲法における人権保障方式は、三番目の類型、すなわち、憲法上、自由権のみを基本権として保障する一方、社会権については綱領規定として位置づける方式に該当することになる。

#### 4. タイ憲法における権利章典の特色

##### （1）自由権の保障

タイ各王国憲法の権利章典の内容を見ると、1990年代に入るまでは、それほど大きく変容してきたわけではない。しかし、近年では、1990年代初頭におけるバンコクなど都市部における民主化運動の影響もあり、新憲法の成立や憲法改正のたびに、新しいタイプの人権が権利章典に導入される傾向にある。たとえば、次に見る1991年12月憲法では、家族における人権・尊厳・名誉またはプライバシー権の保護、政府情報公開請求権、公正に競争する権利などが新しく盛り込まれたし、また、1997年憲法では、公共放送の公益性の確認（第40条）、報道の自由（第41条）、伝統的共同体における文化と慣習を保護・復興する権利（第46条前段）、自然資源および環境の調和的かつ持続的な管理・保護・利用に参加する権利（第46条後段）、消費者の保護（第57条）などが追加されている。

次には、代表的な事例として、1991年12月憲法の権利章典（第3章「タイ国民の権利および自由」）における人権規定を紹介しておく。

男女の平等（第24条）。法の前の平等（第25条）。政治的権利の保障（第26条）。信教の自由（第27条）。罪刑法定主義（第28条）。被疑者および被告人の無罪推定と保釈の保障（第29条）。身体の自由（第30条）。刑事被告人への迅速かつ公正な手続の

保障（第31条）。国選弁護人と法的扶助の保障（第32条）。自白強制の禁止（第33条）。冤罪の場合の復権と刑事補償（第34条）。労働徴用の禁止（第35条）。居住の自由（第36条）。財産権の保障および相続権の保護（第37条）。公共目的での不動産の収用とその補償（第38条）。言論・著述・出版・宣伝などの表現の自由（第39条）。教育を受ける権利と学問の自由（第40条）。平和的な集会の自由（第42条）。結社の自由（第43条）。政党活動をはじめとする政治活動の自由（第44条）。通信の自由と検閲の禁止（第45条）。移動および居住の自由（第46条）。家族における人権・尊厳・名誉・プライバシー権の保護（第47条）。請願権（第48条）。政府情報公開請求権（第48条の2）。公的機関に対する賠償請求権（第48条の3）。営業の自由および公正に競争する権利（第48条の5）など。

このようにタイ王国憲法の権利章典では、法の下の平等や精神的自由権、身体の自由、経済的自由権などを中心にして、西洋諸国の憲法や日本国憲法にも一般に認められる人権を幅広く保障している。

## （2）人権制約の一般的原則と個別的な法律の留保

こうした一方、タイ憲法における人権保障方式では、国民の権利・自由に対して、一般的にも、個別的にも、厳格かつ具体的な制約が課している点を重要な特徴としている。

先に述べたように、タイ憲法では、憲法政治上の正当性の根拠として「ラク・タイ」の原理を据え、その擁護のためにいくつかの憲法制度的工夫を講じているが、人権保障の面では、権利章典が保障する権利・自由はすべて、「ラク・タイ」擁護を根拠とする一般的な人権制約原理に服している。この点、1952年憲法以降、ほとんどのタイ王国憲法は、国民の権利・自由行使の条件として、「何人も、民族、宗教、国王および憲法に反し、本憲法に規定する権利および自由を行使することはできない」と定めている（1952年憲法第35条、1968年憲法第44条、1974年憲法第53条、1978年憲法第45条、1991年憲法第49条）。

しかも、言論・著述・出版・著述などの表現の自由、集会の自由、結社の自由、移転および居住の自由、通信の自由といった自由権規定の多くには、さまざまな人権制約事由に基づき法律の留保が付されている。ここでも1991年12月憲法を例にとると、たとえば、表現の自由の場合には、「国家の安全保障の維持、他者の自由・名誉・名声・家族の権利およびプライバシーの保護、公共の秩序および道徳の維持、または国民の精神的・健康的な悪化の防止」という目的のためであれば、法律による制約が認められるとする（第39

条2項)。同様に、平和的な集会の自由の場合には、「公共の場所を使用する国民の便宜の保障、または、国家が戦闘もしくは戦争状態にある期間および非常事態宣言もしくは戒厳令が布告された期間における公共の秩序の維持」(第42条2項)、結社の自由の場合には、「国民の公益の保護、国民における平安と道徳(公序良俗)の維持、または経済的独占の防止」(第43条2項)、また、移動および居住の自由の場合には、「国家の安全保障、公共の秩序、公共の福祉、都市および国土計画、または青少年の福祉」(第46条2項)という具体的な人権制約事由を挙げている。

### (3) 憲法空白期における「革命団布告」

以上に見たような「正規憲法」における人権制約の場合以上に深刻な憲法問題となるのは、タイの憲法政治では、これまで軍事クーデターが周期的に繰り返されて、そのたびに国民の人権保障の根拠となる憲法自体が否定されてきたという歴史的現実である。通例、権力奪取に成功した軍部は、新しい軍事政権の下で、従来の「正規憲法」を直ちに廃止して、「暫定憲法」が制定されるまでの間、タイ独特の法形式である「革命団布告」<sup>(18)</sup>を活用することによって、旧体制を排除し新政権の安定を確保しようとする。

たとえば、1991年2月23日、スントン国軍最高司令長官を議長とする「国家秩序維持団(NPKC)」は、クーデターを敢行して国家全権を掌握することに成功したが、同日に20にも及ぶ「革命団布告」を発して、これにより1978年憲法の廃止、内閣・国会の解散、戒厳令の施行、政治集会の禁止、報道規制、政党の政治活動禁止などを断行した。この結果、反政府勢力に対して強権的な抑圧が加えられ、身体の自由の剥奪、財産権没収などの措置のため、憲法上の諸権利が大きく侵害されることになった。

### (4) 暫定憲法期における緊急命令権

憲法空白期における「革命団布告」の方式とともに、さらに重大な問題となるのは、クーデター成功後の軍事政権の下では、その後の「暫定憲法」期において、憲法に人権保障規定が欠如しているだけでなく、しばしば政府による緊急命令権発動の手法が駆使されてきたことである。とくに「開発独裁型憲法」<sup>(19)</sup>といわれる1959年および1972年の「タイ王国統治憲章」では、「①本憲法施行の間、内閣総理大臣は、王国の安定または王権を侵食・破壊する行為または秩序を破壊しこれに脅威を及ぼす行為を防止し、鎮圧することが適當だと判断したときは、その原因が国の内外を問わず、内閣の決議により命令を発して、これに基づく措置をとることができる。これらの命令および措置は法律と同じ効力を

持つ。②前項の規定に従い、内閣総理大臣が発した命令および措置は、すべて国会に報告される」(いずれも第17条)として、内閣総理大臣に広範な裁量権を認めた緊急命令権の規定が含まれていた<sup>(20)</sup>。これにより、内閣総理大臣は、国家の安全とタイ王制の擁護を目的にして、閣議決定を経さえすれば、法律と同等の効力を持つ命令を発し、これに従った措置を自由に講じることができた。

こうなると、軍事クーデター直後の憲法空白期のみならず、暫定憲法期にも、国家の治安・安全・秩序という政治的要請が大きく優越するために、人権保障の無視・不充分という事態がしばしば恒常化することになる<sup>(21)</sup>。西洋立憲主義に基づく人権論の観点から見れば、このようなアジア人権保障の実態に対して強い批判が起こるのは当然のことだといえるであろうが、この問題については、最後に改めて検討することにしたい。

## 5. タイ憲法における「国家政策の指導原則」

タイの各憲法では、1949年のタイ王国憲法以来、国民の権利および義務の章とは別に、国家政策綱領規定を定めた章を置いていることは、先にも述べた通りである。ここでは、1978年王国憲法の例を挙げて、国家政策綱領規定の具体的な態様を探ってみたい。次に明示するように、1978年憲法では、第5章に「国家政策の指導原則」の章題の下で、第54条から第73条にかけて、多くの綱領規定を定めている。

王制、独立および領土の保全の維持（第54条）。他国との友好関係の促進および互恵主義の適用（第55条）。国家の独立・安全・利益を保護するための軍隊の整備（第56条）。国民の生命・身体・財産および平和的生存を確保するための法令の実施（第57条）。公共のサービスおよび国家的事務の効率的な遂行のために制度の組織化（第58条）。社会正義の実現と裁判の効率化のために裁判所の組織化（第59条）。地方の要請と適切性に応じた教育および職業訓練の促進と支持（第60条1項）。教育制度の組織化と監督・統制（同2項）。貧困者に対する教育および職業訓練における扶助と必需品の付与（同3項）。義務教育の無償（同4項）。高等教育における教育設備の設置と管理（同5項）。芸術および科学研究活動の促進、開発地域における科学・技術の適用の促進（第61条）。青少年の肉体的・精神的・知性的な成長の促進と支持（第62条）。国王を国家元首とする民主主義政体および地方自治に関する公共的な理解と信念の促進（第63条1項）。地域住民における地方自治権の享受（同2項）。国民文化の促進と保存（第64条）。環境の保護および国民の健康と衛生に危害を及ぼす公害の

除去（第65条）。快適な生活水準に向けての個人の経済的・社会的地位の向上（第66条）。地方改革による農民の土地所有および土地所有権の確保（第66条1項）。農産物の価格保証などによる農民の利益の保護と維持および農民による協同組合の結成の促進（第67条）。個人における経済的創意の支持（第68条1項）。公益企業の経営と独占企業の制限（同2-3項）。経済的・社会的発展および国家安全保障のために適切な人口政策の実施（第69条）。民族への義務もしくは道徳的義務の遂行、公務への助力および自然災害のため被害を被った国民への公的扶助（第70条）。国民の福祉と幸福のために雇用の促進と支持（第71条）。勤労年齢者の適切な雇用の確保、労働の公正な保護の確保。公正な賃金設定を含む労働関係の整備（第72条）。公衆の健康促進および貧困者への無償医療措置（第73条1項）。伝染病の防止と撲滅（同2項）。

その後、1991年12月に成立したタイ王国憲法の第5章（第59条-第84条）では、新しい政策綱領規定として、行政機構の合理化、裁量権の範囲の画定、不正・腐敗の防止（第63条）、男女平等の確保（第67条）、スポーツ・観光・余暇の振興（第77条）、充分かつ適切な農業用水の管理（第82条）、老人や身体障害者の生活保護（第89の2）などが加えられた。また、1995年の憲法改正により、農業開発の強化（第80条-第83条）、地域格差や貧富の格差の是正（第73条-第75条）、地方分権の促進（第69条-第72条）といった綱領規定が追加された<sup>(22)</sup>。

さらに、1997年の王国憲法の第5章（第71条-第89条）では、従来の指導原則に加えて、仏教その他の宗教の奨励と保護、宗教間の相互理解と協和（第73条）、政策決定などあらゆる水準の国家の権限行使に対する監査への国民参加の推進（第76条）、自然資源と生態系の保全・維持と調和的開発、環境の保全および国民の保健・衛生・福祉・生活に危害を及ぼす公害の規制への国民参加の促進（第79条）といった規定がさらに盛り込まれた<sup>(23)</sup>。

こうした国家政策綱領規定の性格については、あくまでも、国家統治上、立法と政策決定の指導原則を明示するものであり、裁判所の審理の対象とはなり得ないことは、1949年の王国憲法以来、憲法自体が明記している。通例、「国家政策の指導原則」の章の冒頭で、「本章の規定は、立法および政策決定の指導原理として役立つことを目的とし、国家に対する訴訟の原因となる性質のものではない」（1978年憲法第53条、1991年憲法第58条など）と規定している。ただし、最近の1997年憲法では、第5章の「国家政策の基本原則」規定の性格について、第88条1項で「本章の規定は、立法および国務執行のための政策決定の指導原則として役立つことを目的とする」とは定めてはいるが、従来のタイ

王国憲法には欠かさず明記されていた、指導原則規定は訴訟の原因となる性質のものではない、とする部分が削除されている点は、今後の検討課題になるだろう<sup>(24)</sup>。

なお、1997年憲法では、同じ第88条第2項において、内閣に対して、施政方針演説の際、第5章が定める国家政策の指導原則に基づき国務を執行することを国会に対して表明するとともに、毎年1回、これら諸原則の実施の結果について、問題点や支障点を含めて報告書を立案し、国会に提出することを義務づけている。同種の規定は、1973年のパキスタン憲法（第29条第3項）などにも見受けられるが、国家政策綱領規定の実効性を期すための制度的工夫として注目しておきたい。

## 6. 「国家政策の指導原則」の比較憲法史的位置づけ

アジア諸国の憲法の中で、国家政策綱領規定を先駆的かつ典型的な形で導入したことで注目されるのが、1949年に成立したインド憲法である<sup>(25)</sup>。インド憲法では、第3編「基本権」において、法の下の平等の原則やカーストに対する公務・公職上の機会均等などの平等権（第14条－第18条）、表現の自由や人身の自由などの自由権（第19条－第22条）、搾取に対する権利（第23条－第24条）、宗教の自由（第25条－第28条）、文化および教育に関する権利（第29条－第30条）、裁判を受ける権利（第32条）といった各種基本権を詳細に定めている。憲法第13条2項では、「国は、この編によって与えられる権利を奪い、または制限する法律を制定してはならず、この項に違反して制定される法律は、その違反の限度において無効とする」とし、また、第32条1項では、「この編の規定する権利を実現していくため、適正な手続により、最高裁判所に提訴する権利が保障される」と規定することによって、これらの基本権が不可侵性、最高法規性の性格を持つことを明らかにする<sup>(26)</sup>。

こうした一方、インド憲法は、第4編では、第36条から第51条に、とくに社会権にかかる事項を「国家政策の指導原則（Directive Principles of State Policy）」として規定している。憲法第37条によれば、同編の諸原則は、「裁判所による強制が保障されるものではないが」、国家統治にあたっての基本的な原則であり、立法に際して、国はこれらの原則を適用することが義務づけられている。

具体的には、国民の福祉増進のための社会秩序の確保と経済的格差の是正（第38条）、富の適正配分、労働の男女平等、児童の保護（第39条）、平等な裁判と無料法律扶助（第39A条）、村パンチャーヤトの組織の保護（第40条）、失業者・老齢者・疾病者・身体障

害者・生活困窮者における公的扶助の権利の保障（第41条）、正当で人間らしい労働条件の保障、母性の保護（第42条）、労働者の相応な生活水準および社会的・文化的生活を享受するに足りる生活賃金と労働条件の保障（第43条）、義務教育の無償（第45条）、環境・森林・野生動物の保護（第48A条）など、多くの綱領事項を列記する。

B. R. アンベードカルをはじめとするインド憲法の起草者たちにとって最大の難題は、社会権規定をいったいどのような形で立憲化するかということであった<sup>(27)</sup>。イギリス法の伝統に従えば、法的権利の本質とは裁判所により「強行されうる（enforceable）」ことにあるが、社会権の場合には、国家に積極的な行為を要請し、その実現は政府の政策に大きく左右されるという点で、国家権力の濫用抑止を主眼とする自由権とは本質的に異なる。したがって、裁判には馴染まない社会権を憲法上の権利として保障することは適当ではないし、また、社会権に法的権利性を付与することは国家に過度の財政上の負担を負わせる結果になりかねない。ここにおいてインド憲法に援用されたのが、当時すでに1937年のアイルランド憲法が採用していた、権利具体化について、司法による救済と立法による保障とに二区分するという方式である。すなわち、自由権には憲法上の権利性を認めて、その侵害には充分な司法的な救済措置を講じるのに対して、社会権には法的権利性は認めないものの、国家政策の目標として宣言することにより、国政上の重要性を強調しようとしたのである<sup>(28)</sup>。

比較憲法史的に見るなら、もともと社会権の保障について国家政策綱領規定を通じて実現しようとする試みは、1930年代のヨーロッパで成立した南北二つのカトリック教国家の憲法、すなわち、1931年のスペイン憲法とそれに倣った1937年のアイルランド憲法に由来する<sup>(29)</sup>。このうちアイルランド憲法では、第45条に「社会政策の指導原則（Directive Principles of Social Policy）」の諸規定を置き、同条通則において「社会政策の指導原則」規定を「立法部の一般的指針」と性格づけて、裁判所の審査の対象とはならないことを明示した後、第1項では、国の努力目標として、「正義と仁愛（justice and charity）」を国家制度の指標とした社会秩序の確立・保護による「全国民の福祉の増進」を謳い、第2項以下では、職業安定の確保、適正な競争の自由、不当な私企業活動の規制、弱者の保護など具体的な社会政策規定を掲げる<sup>(30)</sup>。

1937年のアイルランド憲法における「社会政策の指導原則」の諸規定は、第二次世界大戦後には、多くのアジア諸国の憲法に強い影響を及ぼし、1949年のインド憲法を筆頭にして、パキスタン、バングラデッシュ、スリランカなど南アジアの英連邦諸国の憲法に受け継がれるとともに、ビルマ（ミャンマー）、フィリピン、カンボジアの東南アジア諸

国、さらにはネパールなどの憲法に導入されることになる<sup>(31)</sup>。タイ憲法における「国家政策の指導原則」規定の試みも、こうした比較憲法史的系譜の下に属していることを改めて確認しておきたい。

## 7. 「アジア型人権論」からの問いかけ

これまでに、タイ憲法あるいはタイ憲法政治における人権保障方式についての考察を通じて、「アジア型人権」の今日的可能性を探ってきた。

すでに明らかなように、タイの憲法政治では、その正当性の原理である「ラク・タイ」の原則が重視かつ尊重されて、これを一般的な根拠にして、憲法上、権利章典が保障する権利・自由を制約し、さらには、国民に義務を課すことが認められている。また、これに加えて、表現の自由、集会の自由、結社の自由など個別的人権の多くには、それぞれ厳格かつ具体的な法律の留保が付されていた。こうした、いわば「タイ式立憲主義」における人権保障の在り方に対しては、西洋流の近代自然権理論の立場から、人権の無視・軽視を意味するものとして、強い批判が浴びせられている。しかしながら、この種の批判は、往々にして、タイにおける開発途上の特殊な事情、さらには、タイ民族の歴史、文化の独自性に配慮を欠いた安易な議論に繋がりかねない。

ここで改めて留意しておきたいのは、次のような問題点である。すなわち、タイでは、近代憲法政治の開始以来、つねに国民国家形成あるいは開発途上の段階にあり、そこで最も重要な政治課題は安定した社会・国家秩序を確立することではなかったのか。また、国家・社会秩序の安定のためには、「民族」の一体性が確保され、「宗教」と「国王」が一定の社会的機能を果たすことが必要ではなかったのか<sup>(32)</sup>。そして、こうした国家・社会秩序の確立こそが、国民の生存・福祉・人権の実現のために不可欠な前提条件だと考えられていたのではなかったのか、といった諸点である。

以上のような観点から、最後に、タイ憲法に限らずアジア発展途上国の憲法に広く認められる「国家政策の指導原則」について、その憲法政治学上の意味を改めて考えてみたい。アジア憲法における国家政策綱領規定では、自由権と社会権との権利性の違いの認識に基づき、裁判に馴染まない社会権的規定の実現については、憲法上の権利性は認められないものの、政策上の主要課題として宣言することにより、国政上の重要性が確認・強調されている。ところが、国家政策綱領規定には、福祉、教育、雇用、医療、公衆衛生など社会権の人権にかかわる事項だけでなく、他にも、国家の対外的安全と独立・統一、地方

の振興と農村の開発、環境の保護、国民文化の保護・育成、自然資源の保全といった、国家経済の発展の前提条件となる国家・社会基盤の構築に当たっての緊要事項も含められ、それらの実現に向けて国政上の努力表明が行われている。

知られるように、第二次世界大戦後の新興のアジア発展途上諸国はいずれも、国民国家の形成とそれに伴う経済的・社会的発展の達成という切実な政治課題を抱えていた。「国家政策の指導原則」という試みには、何よりもそうした発展途上諸国の国家的課題に着実に応えるため、執行権優位の政治体制を前提にして、国家指導あるいは国家統治の作用への大きな期待が込められているといえるだろう<sup>(33)</sup>。そこでは、自由権であり、社会権であり、国民の人権保障のために必要な国家的・社会的基盤形成のために、国家権力の積極的活用が図られているのだ。この点において、アジア発展途上諸国憲法における「国家政策の指導原則」とは、従来の自由権と社会権の概念上の区別では捉えきれない、新しいタイプの人権、すなわち、「発展の権利」あるいは「連帶の権利」としての側面を強く持つと特徴づけることができるだろう<sup>(34)</sup>。

先にも述べたように、今日では普遍的価値を持つとされる人権も、本来、近代初期の西洋キリスト教世界に誕生し、発展を遂げたという点では、歴史的、地域的、文化的な条件に限定された特殊な概念であった。そうであるなら、西洋とは違うアジア的風土における文明観・人間観のところでは、それに見合う人権あるいは人権論の可能性が提示されてもよいはずである<sup>(35)</sup>。ハンチントンの言う「東西文明の衝突」の時代にあって、人権論の分野でも、むしろ「文明の共存」に見合うような問題提起がアジアの側から積極的になさるべきであろう。この意味において、タイ憲法における人権保障方式、とくに「国家政策の指導原則」の在り方は、きわめて有意義な視座を提供してくれるものだと思われる。

### 《注》

- (1) Samuel P.Huntington, "The Clash of Civilizations?" Foreign Affairs, Vol.72, No. 3 (Summer 1993), pp.22-49.  
邦訳は、「文明の衝突、再現した『西洋』対『非西洋』の対立構図」『中央公論』平成5年8月号に所載。サミュエル・ハンチントン〔鈴木主税訳〕『文明の衝突』(集英社、平成10年) 17頁以下参照。
- (2) 山本信人ほか著『東南アジア政治学』(成文堂、平成9年) 210頁。同様にアジアの政治指導者としての立場から、元シンガポール首相であるリー・クアンユーによる次の講演録がある。「人権外交は間違っている」[古川栄一訳]『諸君』平成5年9月号、184頁以下。
- (3) 黒柳米司「『人権外交』対『エイジアン・ウェイ』」『国際問題』第422号(日本国際問題研究所、平成7年) 37-39頁。
- (4) ウィーン世界人権会議の成果は「ウィーン宣言」として採択されて、同年7月12日に国連文書「ウィーン宣言及び行動計画」として公表された。同宣言の内容(抄)は、松井芳郎・薬師寺公夫ほか編『国際人権

- 条約・宣言集』[第三版]（東信堂、平成17年）47頁以下。
- (5) 宮沢俊義『憲法II－基本的人権－』[新版]（有斐閣、昭和46年）77頁。
- (6) たとえば、野田良之教授は、「…基本的人権の思想的背景が特殊ヨーロッパ的だという点である。わが憲法の基本的人権の現実の源流はヨーロッパの文化的伝統のなかにあって、わが国固有の文化的伝統のなかにはないということについては、誰も異論をさしはさむ者はいないであろう」と述べる（「基本的人権の思想史的背景」東京大学社会科学研究所編『基本的人権3・歴史II』、東京大学出版、昭和43年、5－6頁）。
- (7) 佐藤幸治「人権の観念—その基礎づけについての覚書」「ジュリスト」第884号（有斐閣、昭和62年）145頁以下。阪本昌成『憲法理論II』（成文堂、平成5年）1頁以下。渡辺康行「人権論の変容」「岩波講座・現代の法1—現代国家と法』（岩波書店、平成9年）65頁以下。安西文雄「人権の観念について」日本公法学会編『公法研究』第67号（有斐閣、平成17年）110頁以下、など。
- (8) これら3つの理論はいずれも、とくに1980年代以降、現代世界における西洋人権概念の普遍性を否定する論拠として主張されている。深田三徳『現代人権論—人権の普遍性と不可譲性—』（弘文堂、平成11年）130頁以下参照。
- (9) 高坂正堯『平和と危機の構造—ポスト冷戦の国際政治』（NHK出版、平成7年）354－5頁。高坂教授は、次のように指摘する。「確かに、アメリカとアジアの間の『文明の衝突』は憂慮すべき一つの可能性です。しかし、それは必然ではないし、また愚かでもあり、悲しむべきことなのです。……アメリカはときとて自らが人権を侵犯してきた過去—奴隸制と黒人差別はその最も明白な例です—を忘れているし、アジアは自分たちが近代文明を作るのに、結局は遅れたことは言いません。儒教だけでは近代文明は作れなかったのです。つまり、キリスト教も儒教も絶対ではないのです。それを知っているところに、あるいは知らないでもそれを実行してきたところに日本の持ち味があるように思われます。ただ、その持ち味を生かすために、……まず、われわれ【日本】はアジアから学ぶ心を持つべきです。私がそれを重要だと思うのは、なによりも、他の文明から学ぶという姿勢が日本文明の原動力になってきたからです。明治以降の近代化の成功にしても、それは日本人が素直に西欧から学んだためであります。ただ、その過程で人々はアジアを低く見るようになりました。西欧から学び、それに追い着くことに専念したために、その過程では日本に後れをとっているアジアを全体として後れた存在とみなすようになったのです。」
- (10) 21世紀に入り、とくに2006年9月以降、タイ憲法をめぐり次のような新動向が認められる。2006年9月20日、ソンティ陸軍司令官が率いる「民主改革評議会」による軍事クーデターが成功した結果、タクシン政権は崩壊し、戒厳令の下で1997年憲法は直ちに廃止され、10日後の10月1日に、この国17番目の憲法になる暫定憲法（全文39か条）が制定された。その後、この暫定憲法の手続きにより設置された憲法起草議会において新憲法草案を作成作業が行われてきたが、本年（2007年）7月6日、憲法起草議会が新憲法案を採択したことを踏まえ、8月19日に実施予定の国民投票の承認を経て、18番目の憲法となる新しい王国憲法が成立する運びである（『朝日新聞』2007年7月7日付参照）。
- 本稿では、資料上の不備もあり、考察の対象を1932年6月憲法から1997年王国憲法までの16の憲法に限定した。
- (11) 村嶋英治「タイにおける政治体制の周期的転換—議会制民主主義と軍部の政治介入—」萩原宣之・村嶋英治編『ASEAN諸国の政治体制』（アジア経済研究所、昭和62年）138頁以下。
- (12) 今泉慎也「タイの憲法制度」作本直行編『アジア諸国の憲法制度』（アジア経済研究所、平成9年）120－121頁。
- (13) 安田信之『ASEAN法』（日本評論社、平成8年）150頁。
- (14) 吉川利治「国民統合の政治文化—タイ国王の文化論—」土屋健治編『東南アジアの思想・講座東南アジア学・第6巻』（弘文堂、平成2年）221－225頁。
- (15) 小林昭三『比較憲法学・序説』（成文堂、平成11年）235頁。
- (16) 安田信之「アジア文化圏における人権」「ジュリスト」第1022号（有斐閣、平成5年5月）161－162頁。

## —「国家政策の指導原則」の比較憲法史的意義を中心にして—

- (17) 安田信之『アジアの法と社会』(三省堂、昭和62年) 176–179頁。
- (18) 「革命団布告」の成立と意義については、矢野暢「タイ国の政治指導の特性—サリットの『革命団布告』を主題に—」『アジア経済』第12巻7号(アジア経済研究所、昭和46年) 17頁以下。矢野暢「タイにおける『革命団布告』の政治機能—73年『10月政変』の背景についての一考察—」『東南アジア研究』第12巻4号(京都大学東南アジア研究センター、昭和50年) 419頁以下参照。
- (19) 金子由芳『アジア法の可能性』(大学教員出版、平成10年) 28–29頁。
- (20) 榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』(有信堂、昭和44年) 438頁。
- (21) 赤木攻「タイ 法の先祖返り [特別企画] 逆行するアジア (後編)」『法学セミナー』第474号(日本評論社、平成6年6月) 67–68頁。
- (22) 安田信之・前掲『ASEAN法』155頁。
- (23) ただし、1997年憲法では、従来まで「国家政策の指導原則」の章に掲げられていた、健康権および伝染病の予防と撲滅(第52条)、子供・青少年・家族の保護(第53条)、老齢低所得者の生活保護(第54条)、身体障害者への公的扶助の保障(第55条)といった社会権的諸規定が、第3章「タイ国民の権利及び義務」に移行している点には注意しておきたい。
- (24) 安田信之『東南アジア法』(日本評論社、平成12年) 238–239頁。
- (25) 西修『憲法体系の類型的研究』(成文堂、平成9年) 400–401頁
- (26) 孝忠延夫「インド憲法における国家政策の指導原則—基本権との関係を中心として—」関西大学法学部編『法と政治の理論と現実(上)』(昭和62年3月) 242頁。
- (27) 孝忠延夫『インド憲法とマイノリティ』(法律文化社、平成17年) 113頁以下。
- (28) 安田信之・前掲『アジアの法と社会』177頁。
- (29) Vishnoo Bhagwan, Indian Constitutional Development, ATMA RAM & SONS, Delhi, 1990, p.81.
- (30) 小林昭三『前掲書』270–271頁。
- (31) 第二次世界大戦後における、インド、フィリピン、ビルマ、タイ、パキスタン、バングラデッシュ、スリランカ、カンボジア、ネパールという9カ国憲法を取り上げ、そこにおける国家政策綱領定の態様を比較検討したものとして、下條芳明「アジア諸国憲法における『国家政策の指導原則』」九州産業大学産業経営研究所編『産業経営研究所報』第33号(平成13年3月) 33頁以下。
- (32) 加藤和英『タイ現代政治史—国王を元首とする民主主義—』(弘文堂、平成7年) 330–331頁。
- (33) 小林昭三『前掲書』272–273頁。
- (34) 小林昭三『前掲書』280–282頁。孝忠延夫『前掲書』112頁、154頁。
- (35) 小林昭三『前掲書』288–289頁。

## 【参考文献】

- 下條芳明「『タイ式立憲主義』における人権保障」土居靖美編『東南アジア諸国憲法における人権保障』(嵯峨野書院、平成12年12月)
- 下條芳明「アジア諸国憲法における『国家政策の指導原則』」九州産業大学産業経営研究所編『産業経営研究所報』第33号(平成13年3月)
- 下條芳明「タイ王国」憲法制度研究会編『各国憲法制度概説』[増補改訂版](政光プリプラン、平成14年1月)
- 下條芳明「タイ王国の憲法制度—タイの民主化と1997(仏暦2540)年王国憲法の特色」九州産業大学『商経論叢』第45巻第1号(平成16年9月)
- 下條芳明「タイ立憲君主制憲法の特色—憲法政治史的観点からの考察—」関西憲法研究会編『憲法論叢』第12号(平成17年12月)

[追記]

本稿は、平成19（2007）年6月30日から7月1日に、熊本大学で開催された九州法学会第112回学術大会において、筆者が「タイ憲法における人権保障と『国家政策の指導原則』の比較憲法史的意義—『アジア型人権』論からの再検討—」という報告テーマにより行った研究報告の内容のもとに、加筆・修正を施したものである。なお、参考資料および引用文献に関しては、本稿の脚注だけでなく、上記に【参考文献】として列挙した筆者の既出論文に所載のものも参照されたい。